

## 育英資金高額通学費加算額返還免除状況調査票

高額通学費加算の返還免除要件に該当しているのので、必要書類を添付して提出します。  
 (前年度の状況。卒業後の1年目は今年度の予定) ※該当する要件のいずれかの番号に○

1	佐賀県内に居住していた(1年目は居住する予定) 県内市町が発行する <u>住民票(原本)</u> を添付 ※4月以降に発行。謄本、抄本を問わない。
2	佐賀県内に就業していた(1年目は就業する予定) 勤務先からの勤務証明書(要領様式第2号)を添付 ※4月以降に発行。勤務先の用紙でも様式と同様の記載があれば可。 県内の就業とは、勤務地が県内もしくは県内に本社がある企業への就業。
3	佐賀県への寄附をした(1年目は寄附をする予定 <b>※寄附申込書を添付すること。</b> ) 前年度に納めた寄附金(ふるさと納税を1万円以上)の受納証明書等(コピー可)を添付 ※1年目は寄附予定となるので、受納証明書は省略し、2年目以降添付すること。 寄附者は育英学生本人であること。 ◎市町への寄附は該当しません。 ◎ふるさと納税の寄附申込は、必ず寄附申込書(P8)をご提出ください。 ◎ふるさと納税のサイトからの申込みは対象となりません。

佐賀県教育委員会教育長 様

年 月 日 決定番号 \_\_\_\_\_

本人氏名 \_\_\_\_\_ (日中に連絡が取れる) 電話番号 \_\_\_\_\_

返還開始年度(卒業の翌年度) \_\_\_\_\_ 年度

- ※ この調査票は、上記要件を返還開始年度以降、5年間満たすまで毎年4月～6月末までに継続して県への提出が必要です(提出がない場合、高額通学費加算額の返還請求が始まります)。
- ※ 5年間の要件を満たしていない場合は高額通学費加算額の返還免除となりませんので、通常の返還となります。
- ※ 高校等卒業後、大学等へ進学した場合は、返還猶予願の手続きを行うことにより、大学等を卒業した年度の翌年度から本調査票の提出となります。
- ※ 高額通学費加算額以外の借入がある方は、5年間、遅滞なく返還していることが必要です。

**【提出期限】** 毎年4月～6月末(消印有効)

**【提出先】**

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59  
 佐賀県教育庁教育総務課 育英資金担当  
 電話：0952-25-7148